



2021年 12月20日  
第96号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 佐川急便でパワハラ 30代係長が自殺

佐川急便の30代男性社員が、今年6月23日上司からのパワーハラスメントなどを理由に職場で自殺をしました。

男性社員は佐川急便の営業所で、営業係長としてドライバーの管理などを担当していたそうです。昨年6月ごろ以降、ノルマの達成状況について、上司の課長から朝礼の際に厳しく叱られるようになり、社内のチャットで「なめ切ってるな」「うそつき野郎はあぶりだすからな！」などのメッセージをうけたり、亡くなる前日には上司から電話で「うそつくやつとは一緒に仕事できねえんだよ」と言われ、男性は立たされたまま、他の社員の前で40分以上も怒鳴り続けられたそうです。



## 加害者への聞き取りのみでパワハラは確認できないと結論

男性社員が亡くなる2カ月前、同じ職場の社員を名乗る人物が匿名で2人の課長の行為が「パワーハラスメントに該当するのではないか」と内部通報していました。しかし、同社の管理部門は男性本人を含む部下へは直接調査を行わず、当事者の上司らからの聞き取りのみで、パワハラを確認できないと結論付けていました。

## 会社がパワハラを認め、遺族に謝罪

男性社員が亡くなったあと、佐川急便は外部の法律事務所による調査なども実施しました。そして、11月4日、男性社員の自殺について、「故人のご冥福をお祈りし、ご遺族に心よりお悔やみ申し上げます。会社としてパワーハラスメントの事実を認め、既にご遺族に謝罪した」とコメントを出しました。昨年6月に施行された改正労働施策総合推進法で大企業に相談窓口の設置など対策を義務付けています。しかし今回の事例では通報を受けても、企業側がきちんと調査をせず、パワハラ被害者を救済できない場合もあることが露呈しました。

ハラスメント被害者が不利益をこうむったり、ましてや命を落とすようなことがあっては絶対にいけません。

